

地域密着型サービスの市区町村域を超えた利用について

1. 地域密着型サービスの基本原則

地域密着型サービスは、要介護者等が住み慣れた地域で生活することを支えるため、市町区内の支援ニーズに応じて提供されるサービスであり、市区町村が事業所を指定します。

このため、市区町村の被保険者は、その市区町村内の地域密着型サービスを利用することを原則としています。

ただし、被保険者からの利用希望に基づき、市区町村が必要であると認める場合には、例外的に、他市区町村に所在する事業所について、当該他市区町村の同意を得た上で指定することにより、被保険者が利用することが可能となります。

2. 東久留米市における地域密着型サービスの他市利用について

各市区町村が他市区町村に所在する地域密着型サービス事業所を指定する場合、当該他市区町村は実情に応じてケースごとに適切に判断し、同意・不同意の判断を行っています。

東久留米市においては、東久留米市に所在する地域密着型サービス事業所について、東久留米市被保険者のみの利用を原則としつつ、下記理由の場合は、所定の手続きフローに基づき、個別判断にて例外的に他市区町村被保険者の利用（以下、「他市利用」という。）を認める場合があります。

➤ 東久留米市が他市利用を認める場合の例

- (1) 当該事業所の定員に空きがあり、かつ安定的な事業運営に支障がある状態と判断できる場合
- (2) 他市区町村に所在する事業所において、他市区町村被保険者が希望するサービスを提供できない相当の理由がある場合
- (3) 虐待等のやむを得ない理由がある場合
- (4) その他、他市区町村被保険者が利用するに当たって適正な理由がある場合

➤ 地域密着型通所介護の利用者等に関する協定について

地域密着型通所介護の他市利用において、東久留米市長と事業所が所在する市区町村長で行う市町村同意について、保険者間の事務手続きの効率化を目的としたもの。

締結市区町村は、小平市、東村山市、清瀬市、西東京市の4市（令和元年7月11日現在）

※小平市のみ療養通所介護を含む。

このことは、平成28年6月9日開催の市内事業者向け連絡会でお示しし、その後も適切な運用に努めていただくよう適時お願いしているところです。

しかしながら、昨今、上記理由や手続きフローに基づかない他市利用により、介護給付費の請求が通らないケースが散見しています。

については、東久留米市における地域密着型サービスの他市利用について、別紙のとおりパターン別にまとめましたので、各居宅介護支援事業所におきましては、事業所内で周知の上、適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

※ 東久留米市内地域密着型通所介護事業所においては、「地域密着型通所介護と宿泊サービスの利用について（令和元年5月13日付）」（参考資料）を配布し、周知済みです。